

Asian Townscape Awards

1. 概要

1-1. 目的

景観とは、人間をとりまく多様な環境が目に見える形として現れたもので、山河草木、都市空間、建造物、地域の文化、さらにはそこでの人々の暮らしぶりなど様々な要素で構成されている。

アジア都市景観賞は、アジアの人々にとって幸せな生活環境を築いていくことを目標に、国連ハビタット、中国人居環境協会、福岡アジア都市研究所、アジア景観デザイン学会によって2010年に創設された景観に関する国際賞である。

アジアの優れた景観をアピールし、また、発展を続ける景観形成事業を評価・顕彰することによって、アジアの景観を誇らしいものに導いていくことを目的に掲げ、他都市の模範となる優れた成果をあげた都市、地域、大きなプロジェクト等をアジア各国・地域から募集・選考し、表彰を行うものである。

2010年に創設され、第1回は6カ国・地域からの応募があり、最終審査会は北京で行われ、11対象が選定され、表彰式は各国から180名が集まり福岡市において盛大に開催された。

2011年は、東日本大震災への配慮もあって「人間環境と都市復興」をテーマにし、10件を選定し、第1回に続いて福岡市においてアジアマンス期間中に表彰式を行った。

1-2. 表彰対象と表彰数

- 1) アジア都市景観賞大賞（年間10件程度）
 - a) 都市・地域
 - b) 都市や地域に多大な貢献を果たした大規模事業
- 2) アジア都市景観賞部門賞
 - a) 自然・二次自然の保護及び育成に関する事業
 - b) 地域の発展に寄与した建造物
 - c) その他顕著な活動

3) アジア都市景観賞栄誉賞

（該当する団体や個人がある場合に表彰する）

- a) 景観の発展に貢献した団体
- b) 景観の発展に貢献した個人

1-3. 申請資格

- 1) アジア都市景観賞に申請する意思があり、かつ都市景観形成において優れた実績を上げ、広く模範を示す意義があると考えられる都市、地域、事業等
- 2) 審査委員会が推挙するもの
- 3) 都市景観関連学会、協会及び審査委員その他の関係者が推薦するもの

なお、申請者は下記のとおりである。

- 1) アジア各国・地域における地方政府、行政部門及び都市管理部門
- 2) 非政府組織、コミュニティ組織
- 3) 学術研究機関
- 4) 都市計画、建築設計、景観設計及び企画立案機関、不動産開発業者
- 5) その他関係者（ただし、社会的責任を持ち合わせ、公平な立場から応募できる者）

1-4. 評価基準

審査に関係する専門家の間で3年間にわたって評価基準について検討し、2011年の募集にあたって次の5項目の票が基準について合意に至った。

- 1) 地域環境に優しく、共存するものであるか。
 - ・ 生態環境と調和していること
(ecological environment)
 - ・ 人間性に立脚した事業であること
(humanities)
- 2) 安全で利用者に優しく、持続性があるか。
 - ・ 安全・安心で、快適であること
(safety and amenity)